

釧路市いじめ防止基本方針

(たたき台)

※本資料は、現時点における「たたき台」であり、今後の協議や意見聴取の内容を反映させて、素案を作成します。

平成 2 8 年 9 月

釧路市・釧路市教育委員会

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 国の基本方針を引用

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ・ いじめは、全ての児童生徒に関係する問題
- ・ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする
- ・ 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにする
- ・ いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す

2 いじめの定義

- ・ 法第2条第1項に規定される「いじめ」の定義：
「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

- ・ いじめを理解するに当たっての留意点：
 - いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する
 - インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する
 - 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることを踏まえ、対応する
 - 発達障がいを含む障がいのある児童生徒については、その特性から、いじめを受けている可能性があるという認識や相手が嫌がっているという認識が弱い場合があることを踏まえ、対応する

- ・ 具体的ないじめの態様：
 - 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかられる
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

- ・いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要
- ・全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要
- ・学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要
- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が重要
- ・全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりが重要
- ・いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要

(2) いじめの早期発見

- ・いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要
- ・いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要
- ・いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要

(3) いじめへの対処

- ・いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要
- ・家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要
- ・教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要

(4) 家庭や地域との連携

- ・社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要
- ・PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要

(5) 関係機関との連携

- ・学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携が必要
- ・関係機関との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要

第2章 いじめの防止等のために釧路市が実施する施策 市が実施する具体的な取組

1 いじめ防止基本方針の策定と組織

(1) いじめ防止基本方針の策定及び見直し

- ・法第12条に基づき「釧路市いじめ防止基本方針」を策定し、市ホームページ等で公表
- ・市の基本方針の内容について、法の施行状況等を参酌し、必要に応じて見直しを行う

(2) いじめの防止等の対策に係る組織 法に規定する組織の位置付け

① 釧路市青少年問題協議会（法第14条第1項に基づくいじめの防止等に関する機関や団体の連携を図るための組織）

- ・法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」の趣旨を踏まえ、学校、教育委員会、児童相談所、警察等の機関や団体の関係者で構成する「釧路市青少年問題協議会」により、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る

② （仮称）釧路市いじめ防止対策委員会（法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策を実行的に行う教育委員会の附属機関）

- ・法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に「（仮称）釧路市いじめ防止対策委員会」を設置する
- ・目的：教育委員会と青少年問題協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う
- ・構成員：専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性を確保
- ・いじめ防止対策委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合、教育委員会としての調査組織を兼ねる
- ・重大事態の調査を行う場合、必要に応じて新たに適切な専門家を加え、構成員に調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除き、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める

③ 重大事態の再調査を行う市長の調査組織（法第30条第2項に規定）

- ・法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果に対する調査を行うための組織を設置することができる
- ・構成員：調査に係るいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者について、職能団体や大学からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める

2 釧路市が実施する主な施策 市が実施する取組を今後、具体的に記載

(1) いじめの防止

- ・全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実
- ・児童生徒が自主的に行う活動に対する支援
- ・児童生徒や保護者、教職員に対する、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発や研修の実施
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止するための児童生徒や保護者、教職員に対する情報モラル教育の充実、家庭におけるルールづくり等の取組の重要性の啓発 等

(2) いじめの早期発見

- ・児童生徒や保護者等がいじめに関して相談できる教育相談窓口の周知の推進
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、指導主事等で構成される「釧路市いじめ解決サポートチーム」の学校への派遣による、児童生徒や保護者等からの相談を受けける体制の充実
- ・定期的ないじめに関する実態調査を通じた、いじめの状況の把握や、いじめの問題に対する学校の指導体制の点検 等

(3) いじめへの対処

- ・いじめの早期解決に向けた迅速な対応等に関し、学校に対して指導・助言
- ・いじめ解決サポートチームを派遣するなどの必要な支援や調査等、学校と連携・協力したいじめの解決に向けた迅速な対応の推進
- ・いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置
- ・いじめに関わった児童生徒が同じ学校に在籍していない場合における学校相互間の連携・協力体制の調整 等

(4) 家庭や地域との連携

- ・学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の構築 等

(5) 関係機関との連携

- ・教育委員会と警察との連携協定に基づく「子どもの健全育成サポートシステム」の効果的な運用等、警察と連携した取組の推進 等

(6) 重大事態への対処

- ・「第4章 重大事態への対処」を参照

(7) 学校や教職員の評価及び学校運営改善の支援

- ・学校評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態把握やその対応が適切に行われているかを評価
- ・教職員の評価において、日頃から児童生徒理解や早期発見等のいじめの防止等のための取組についての評価が適正に行われるよう、指導・助言
- ・学校が抱える課題を家庭や地域で共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりの推進 等

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策 学校の基本方針を引用

1 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・各学校は、法第13条に基づき、学校の全ての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等を目的に「学校いじめ防止基本方針」を策定

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・各学校は、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員等により構成される「いじめ対策委員会」を設置
- ・いじめ対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う
- ・いじめの内容や実態に応じて、教育委員会のいじめ解決サポートチームやいじめ防止対策委員会との連携を図り対応に当たるとともに、必要に応じて児童相談所や警察・関係機関等との連携や校種間の連携を視野に入れて対応

2 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめの防止

- ・児童生徒の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進
- ・全教育活動を通じて「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる
- ・いじめの未然防止・早期発見のために、様々な手段を講じる
- ・児童生徒が、いじめ防止に向けた活動を主体的に取り組むための支援を行う
- ・いじめの早期解決のために、当該児童生徒の安全を保障するとともに、学校と家庭が連携・協力して解決に当たる
- ・児童生徒及び保護者の悩みや相談を受け止めることができるよう相談体制を整備する
- ・児童生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童生徒との信頼関係を深める
- ・全ての教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う
- ・発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性等、インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、児童生徒が情報モラルを身に付ける指導の充実を図る
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し適切に対処できるよう、児童生徒及び保護者に対して必要な啓発活動を行う

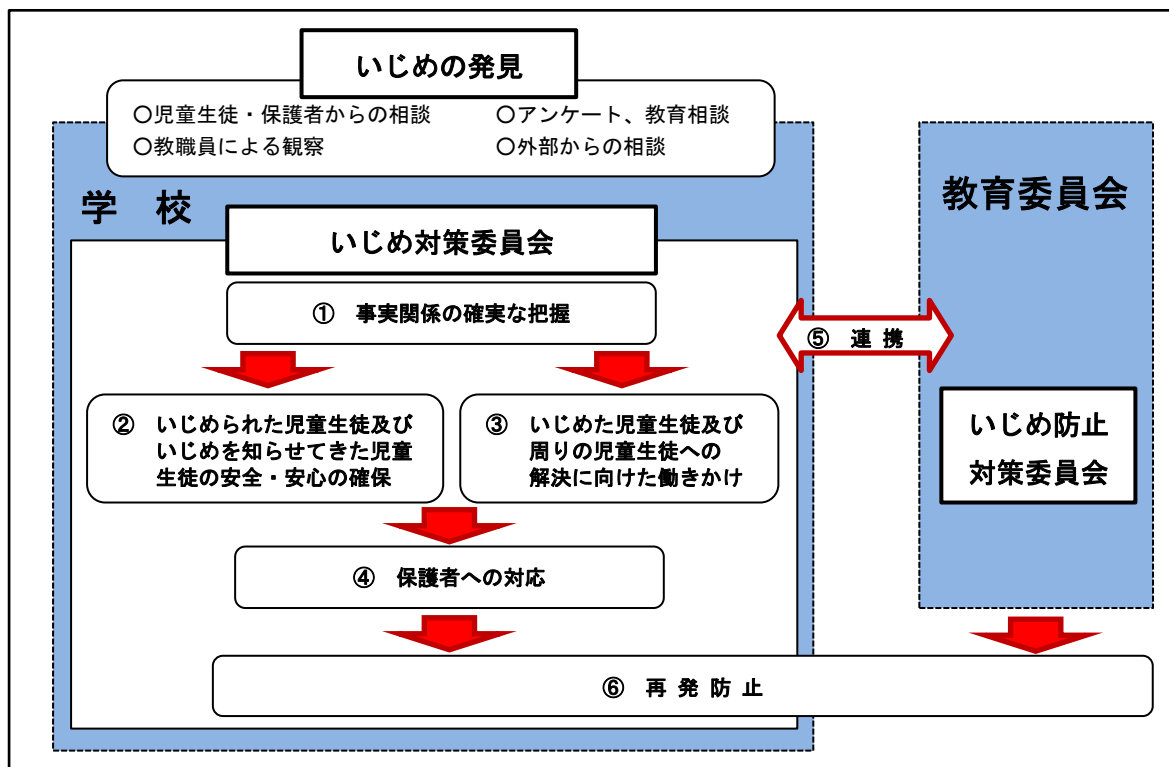
(2) いじめの早期発見

- ・いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査を実施する
- ・Q-Uやアセスを行い、いじめ問題等につながる人間関係や学校生活等での悩みを理解し、早期に対応する
- ・いじめ調査・Q-U・アセス実施後、担任との面談を実施する
- ・児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う

(3) いじめへの対処

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、親身になって聴き、速やかに事実の確認を行う
- ・いじめの事実が確認された場合は、学校として組織的に事実関係を把握し、いじめを止めさせ、事実関係を正確に当該保護者に伝え、家庭と連携して解決に取り組む
- ・いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行い、再発の防止に努める
- ・いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講じる
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処する
- ・児童生徒のいじめを発見した場合は、担任など特定の教職員が一人で抱え込むことのないよう、いじめ対策委員会により、次の①～⑥の対処を速やかに行う

学校におけるいじめへの対処の流れ



(4) 家庭や地域、関係機関との連携

- ・いじめの防止等の対策を推進するために、日頃から児童生徒について家庭と情報を交換し共有する。
- ・PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する
- ・学校内のみの指導では十分な効果を上げることが困難な場合には、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関と適切な連携を図る

(5) 重大事態への対処

- ・「第4章 重大事態への対処」を参照

第4章 重大事態への対処 国の基本方針を引用

1 重大事態の意味

法第28条第1項に規定される「いじめの重大事態」：

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態の報告

- ・学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告
- ・総合教育会議において、重大事態に対して講じるべき措置について協議

3 調査主体及び調査組織

- ・法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものであり、学校から報告を受けた教育委員会が、発生した重大事態の特性や経緯等を踏まえ、学校が主体となって調査を行うか、教育委員会が主体となって調査を行うかを判断する
- ・学校が主体となって調査を行った場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は学校に対して必要な指導やサポートチームの派遣なども含めた適切な支援を行う

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

- ・学校に設置した、いじめ対策委員会を母体として、教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置して調査を実施

(2) 教育委員会が主体となって調査を行う場合

- ・いじめ防止対策委員会を調査組織とし、必要に応じて新たに適切な専門家を加え、いじめ防止対策委員会の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除き、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める

4 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること

(1) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う

- ・いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査
- ・事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める
- ・いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を実施

(2) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手
- ・調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を実施

5 その他留意事項

- ・事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討
- ・学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意

6 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供

- ・学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明

(2) 調査結果の報告

- ・調査結果については、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告
- ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出

7 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- ・法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査組織を設けて再調査を行うことができる
- ・再調査の進捗状況等及び再調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で情報提供する
- ・市長は、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行いながら、その結果を議会へ報告
- ・市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる